平成２１年（フ）第４０２号
福島市蓬莱町４丁目４番13―504号
債務者　三浦　邦子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第７９３号
水戸市笠原町600番地の65　サンフォレスト水戸東館904号
債務者　進藤　智樹
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１６号
水戸市住吉町302番地の１　グループホームハイジの丘
債務者　宇留野一二
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１９号
茨城県桜川市門毛129番地
債務者　来栖　久男
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２２号
茨城県水戸市渡里町3055番地
債務者　阿部　　昇
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２７９号
千葉県山武郡大網白里町細草878番地17
債務者　齊藤　康幸
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第４１４号
長野県松本市双葉10番Ａ―18号　県営住宅
債務者　中平かなえ
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第４１５号
長野県松本市双葉10番Ａ―18号　県営住宅
債務者　中平　泰広
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第４２１号
長野県安曇野市豊科田沢5612番地１　Ｂ202号
債務者　鈴木　　浩
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３号
長野県松本市開智２丁目３番10号　開智アパート２号室
債務者　諸星　真弓
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１２号
長野県安曇野市穂高有明7744番地51
債務者　牛越　　透
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第６２２号
岐阜県岐阜市芥見堀田106番地
債務者　水野　宣子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１６号
名古屋市緑区徳重３丁目809番地
債務者　鬼塚　宏子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８５号
名古屋市港区木場町９番地の３　木場南住宅３棟502号
債務者　水野由起子こと　金　　学年
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３号
茨城県水戸市渡里町3055番地
債務者　阿部　アヤ
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２６号
水戸市双葉台５丁目24番地　市営双葉台住宅６棟５Ｆ２号
債務者　角田　恵美
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２８号
茨城県ひたちなか市西大島１丁目２番16号　コルティーレＡ棟201号
債務者　高橋　　歩
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１５号
群馬県桐生市東５丁目３番38号
債務者　大野　陽子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
前橋地方裁判所桐生支部